第八百四十五条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人」を「未成年後見人」に、「その」を「、辞任した」に改める。

第八百四十六条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人に」を「未成年後見人に」に、「後見の」を「未成年後見の」に、「後見監督人、被後見人」を「未成年後見監督人、未成年被後見人」に改める。

第八百四十七条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人と」を「未成年後見人と」に改め、同条第二号中「、保佐人」を削り、「補助人」の下に「（第八百七十六条の五第三号の事由により解任されたものを除く。）」を加え、同条第四号中「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第四編第五章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款　未成年後見監督人

第八百四十九条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「被後見人」を「未成年被後見人」に、「後見人の」を「未成年後見人の」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十一条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第一号及び第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第四号中「後見人又は」を「未成年後見人又は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十二条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「第六百五十五条」の下に「、第八百四十条第三項」を、「第八百四十七条」の下に「、第八百五十八条」を加え、「後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人」を「、未成年後見監督人」に改める。

第四編第五章第三節の節名中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百五十三条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十四条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百五十五条の見出し中「後見人の被後見人」を「未成年後見人の未成年被後見人」に改め、同条第一項中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第二項中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に改める。

第八百五十六条の見出し中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条中「、後見人」を「、未成年後見人」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十八条を削り、第八百五十七条の二を第八百五十八条とする。

第八百五十九条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三を削る。

第八百六十条中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条ただし書中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百六十条の二及び第八百六十条の三を削る。

第八百六十一条の見出し中「後見」を「未成年後見」に改め、同条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見人が後見」を「未成年後見人が未成年後見」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百六十二条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人及び被後見人」を「未成年後見の事務の内容、未成年後見人及び未成年被後見人」に、「、被後見人」を「、未成年被後見人」に、「後見人に」を「未成年後見人に」に改める。

第八百六十三条の見出し中「後見」を「未成年後見」に改め、同条第一項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「後見人に」を「未成年後見人に」に、「後見の」を「未成年後見の」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に、「後見の」を「未成年後見の」に改める。

第八百六十四条の前の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に、「第十三条第一項各号」を「第九条第二項各号」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条ただし書中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第八百六十五条第一項中「後見人が」を「未成年後見人が」に、「し又は」を「し、又は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百六十六条の見出し中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第一項中「後見人が」を「未成年後見人が」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百六十九条中「後見」を「未成年後見」に改める。

第四編第五章第四節の節名中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百七十条の前の見出しを「（未成年後見の計算）」に改め、同条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見の計算」を「未成年後見の計算」に改める。

第八百七十一条中「後見の計算」を「未成年後見の計算」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百七十二条第一項中「後見の計算」を「未成年後見の計算」に改める。

第八百七十三条第一項中「後見人が被後見人」を「未成年後見人が未成年被後見人」に、「被後見人が後見人」を「未成年被後見人が未成年後見人」に、「後見の計算」を「未成年後見の計算」に改め、同条第二項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十三条の二を削る。

第八百七十四条中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百七十五条の見出し中「後見」を「未成年後見人又は未成年後見監督人の事務」に改め、同条第一項中「後見人又は後見監督人と被後見人」を「未成年後見人又は未成年後見監督人と未成年被後見人」に、「後見に」を「未成年後見人又は未成年後見監督人の事務に」に改める。

第四編第六章を次のように改める。

第六章　補助

第一節　補助の開始

第八百七十六条　補助は、補助開始の審判によって開始する。

第二節　補助の機関

第一款　補助人

（補助人の選任等）

第八百七十六条の二　家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

2　補助人が欠けたときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助人を選任する。

3　補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは補助人の請求により又は職権で、更に補助人を選任することができる。

4　補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。以下この項及び第八百七十六条の六第四号において同じ。）の意見、心身の状態並びに生活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開始の審判を受けた者との利害関